

最終保障供給約款変更届出書

2023年2月24日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給約款変更届出書

企託サ第63号
2023年2月24日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第20条第1項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実施期日	2023年4月1日

別紙

電気最終保障供給約款

2023年4月1日実施

中国電力ネットワーク株式会社

電気最終保障供給約款

目次

I	総則	1
1	適用	1
2	最終保障供給約款の届出および変更	1
3	定義	1
4	単位および端数処理	3
5	実施細目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需要場所	6
9	需給契約の単位	6
10	供給の開始	6
11	供給の単位	6
12	供給電気方式、供給電圧および周波数	7
13	承諾の限界	7
14	需給契約書の作成	7
III	契約種別および料金	9
15	契約種別	9
16	最終保障電力A	9
17	最終保障電力B	12
18	最終保障予備電力	14
IV	料金の算定および支払い	18
19	料金の適用開始の時期	18

20	検針日	18
21	料金の算定期間	19
22	計量	19
23	使用電力量の算定等	19
24	料金の算定	20
25	日割計算	20
26	料金の支払義務および支払期日	21
27	料金その他の支払方法	22
28	延滞利息	23
29	保証金	23
V	使用および供給	25
30	適正契約の保持	25
31	契約超過金	25
32	力率の保持	25
33	需要場所への立入りによる業務の実施	25
34	電気の使用にともなうお客さまの協力	26
35	供給の停止	27
36	供給停止の解除	28
37	供給停止期間中の料金	28
38	違約金	28
39	供給の中止または使用の制限もしくは中止	29
40	損害賠償の免責	29
41	設備の賠償	29
VI	契約の変更および終了	30
42	需給契約の変更	30
43	名義の変更	30
44	需給契約の消滅	30
45	需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算	31

46	解約等	32
47	需給契約消滅後の債権債務関係	32
VII	供給方法、工事および工事費の負担	33
48	供給方法、工事および施設	33
49	工事費負担金等の申受けおよび精算	33
50	工事費負担金等に関する契約書の作成	34
VIII	保安	35
51	保安の責任	35
52	保安等に対するお客様の協力	35
附則		37
別表		41

I 総則

1 適用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 特別高圧
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
- (4) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

- イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯
- ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯
- ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
- ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、当社またはお客様の需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける記録型計量器により計量される値をいいます。

(11) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する、翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）および時間前取引（卸電力取引所の業務規程に定める時間前取引をいいます。）における同一の時間帯の売買取引における価格を、翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、中国エリアに適用されるものをいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間、離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびに電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31までの期間、2月1日から4月30までの期間、3月1日から5月31までの期間、4月1日から6月30までの期間、5月1日から7月31までの期間、6月1日から8月31までの期間、7月1日から9月30までの期間、8月1日から10月31までの期間、9月1日から11月30までの期間、10月1日から12月31までの期間、11月1日から翌年の1月31までの期間または12月1日から翌年の2月28までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29までの期間といたします。）をいいます。

(17) 平均スポット市場価格算定期間

卸電力取引所が公表する翌日取引に係る情報にもとづき平均スポット市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20までの期間、2月21日から3月20までの期間、3月21日から4月20までの期間、4月21日から5月20までの期間、5月21日から6月20までの期間、6月21日から7月20までの期間、7月21日から8月20までの期間、8月21日から9月20までの期間、9月21日から10月20までの期間、10月21日から11月20までの期間、11月21日から12月20までの期間または12月21日から翌年の1月20までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処

理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客様は、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ お客様の需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該配電事業者に提供すること。

ハ お客様の需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客様の情報を、当社に対し提供すること。

(3) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出させていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出させていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電

源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。
なお、契約使用期間は1年をこえないものといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所につき、1供給電

気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。

契約電力 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
契約電力 2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
契約電力 10,000キロワット以上 30,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
契約電力 30,000キロワット以上	標準電圧 100,000ボルト

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金およびこの最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金または料金以外の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることができます。この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたします。

14 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

III 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	最終保障電力A
	最終保障電力B
	最終保障予備電力

16 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引また

は割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)口に定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)口に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表3（市場価格調整）(1)口に定める基準市場価格を下回る場合は、別表3（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表3（市場価格調整）(1)口に定める基準市場価格を上回る場合は、別表3（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表5（スポット市場価格調整）(1)トによって算定されたスポット市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表5（スポット市場価格調整）(1)トによって算定されたスポット市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,395円80銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,211円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,191円20銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	37円58銭	35円86銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	33円61銭	32円17銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	33円48銭	32円06銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

17 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといいたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表3（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表3（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表3（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表3（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加え

たものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表5（スポット市場価格調整）(1)トによって算定されたスポット市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表5（スポット市場価格調整）(1)トによって算定されたスポット市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワット につき	標準電圧6,000ボルトで供給 を受ける場合	2,395円80銭
	標準電圧20,000ボルトで供 給を受ける場合	2,211円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供 給を受ける場合	2,191円20銭
	標準電圧100,000ボルトで供 給を受ける場合	2,151円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそ

れぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧6,000ボルトで供 給を受ける場合	35円68銭	34円12銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	32円75銭	31円40銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	32円60銭	31円27銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	32円39銭	31円07銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(4) その他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18 最終保障予備電力

(1) 適用範囲

最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

（2） 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といいたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといいたします。

（3） 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表3（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表3（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表3（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表3（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによっ

て算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホ（イ）となる場合は、別表5（スポット市場価格調整）(1)トによって算定されたスポット市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5（スポット市場価格調整）(1)ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表5（スポット市場価格調整）(1)トによって算定されたスポット市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客様が希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気

の供給とをあわせて受けることができます。

口 その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

20 検針日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、高圧で電気の供給を受ける場合で契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高圧で電気の供給を受ける場合の検針日は、当社または当該配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が
短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

21 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

22 計量

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、託送約款等に定める記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 計量の結果は、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

23 使用電力量の算定等

- (1) 使用電力量は、30分ごとに、計量された電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 20 (検針日) (2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。
- (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

24 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 21 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - ニ 21 (料金の算定期間) (2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

25 日割計算

- (1) 当社は、24 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表6 (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。
- (2) 24 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。また、24 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
- イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
- ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

26 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。
- イ 20（検針日）(6)の場合の料金については次回の検針日といたします。
- ロ 23（使用電力量の算定等）(2)または(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
- ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) お客さまの料金の支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。
- なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
- イ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ロ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ハ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- ホ その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客さまに通知した場合

(4) お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお、(3)イからニまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。

27 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客様から支払っていただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ています。

ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (4) 20（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

28 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

29 保証金

- (1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
- (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過

してなお支払われなかつた場合

(口) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客様の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客様が支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金をお客様の支払額に充当することがあります。

(5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

30 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

31 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客さまから申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

32 力率の保持

- (1) 需給地点の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

33 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契

約の終了後の立入りとなる場合を含みます。)には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 52（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 35（供給の停止）、44（需給契約の消滅）(1)または46（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

34 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

35 供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- ニ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ホ 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客様がその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の供給設備またはお客様の電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

36 供給停止の解除

35（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

37 供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 25（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

38 違約金

(1) お客様が35（供給の停止）(3)口もしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客様から申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

39 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していくことがあります。
- (2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行いません。

40 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、またはお客様の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または46（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客様が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

41 設備の賠償

- (1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
- イ 修理可能の場合
修理費
- ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

42 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

43 名義の変更

合併その他の原因によって、新たにお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるすることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

44 需給契約の消滅

(1) お客さまがこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合は非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。また、お客さまが需給契約の消滅後も同一の使用形態で引き続き供給設備を利用され、その期間が1年以上となる利用部分については、工事費を精算いたしません。

(1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないで需給契約が消滅するときには、当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について次の金額を申し受けます。

イ 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないで契約電力を減少しようとされるときには、当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について次の金額を申し受けます。

イ 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(3) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないで契約電力を減少しようとされ、かつ、契約電力の減少にともない供給電圧を変更するときには、(2)にかかわらず、契約電力の新增加にともない当社が新たに施設した供給設備について次の金額を申し受けます。

イ 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負

担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額
□ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社
が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

46 解約等

- (1) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することができます。
なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、44（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

47 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

48 供給方法、工事および施設

- (1) 電気の需給地点は、当社または当該配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

49 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。
 - イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた

場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

口 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ お客様の都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

50 工事費負担金等に関する契約書の作成

当社は、お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

VIII 保安

51 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

52 保安等に対するお客さまの協力

（1） 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（2） お客さまが、当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社または当該配電事業者は、（1）に準じて、適当な処置をいたします。

（3） お客さまが、当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

（4） 当社または当該配電事業者は、必要に応じて、需給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

(5) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて、(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について別途協定書を締結いたします。

附則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、22(計量)(1)または附則4(記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置)(1)ニにかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3 供給電圧についての特別措置

供給電圧については、当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧3,000ボルトまたは標準電圧30,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、次によります。

- (1) 標準電圧3,000ボルトで供給する場合には、標準電圧6,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。
- (2) 標準電圧30,000ボルトで供給する場合には、標準電圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器(以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量する場合は次によります。
 - イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびにヘおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開

始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。) の差引きにより算定 (乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。) いたします。

(イ) 20 (検針日) (2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値 (月数による平均値といたします。) によって精算いたします。ただし、24 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(ロ) 20 (検針日) (6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、24 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ハ) 20 (検針日) (7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、24 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、ヘおよびトの場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み (需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。) によります。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

ハ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力

計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

- ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- ヘ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。

(イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかつた場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に準じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、16（最終保障電力A）(3)ロ、17（最終保障電力B）(3)ロおよび18（最終保障予備電力）(3)ロにおいて、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量については、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたは二のときは、次により電力量料金を算定いたします。

イ 24（料金の算定）(1)イ、ハまたは二の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 24（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハま

たは二のときは、次により再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ 24（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 24（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

5 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置

別表5（スポット市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各スポット市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各スポット市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といいます。

6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置

(1) 2023年4月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、24（料金の算定）および25（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

なお、電力量料金は、料金の算定期間における2023年4月1日の前後それぞれの期間の使用電力量により算定いたします。

(2) (1)によって日割計算を行なう場合、2023年4月1日の前後の電力量料金に適用するスポット市場価格調整単価の算定に用いる別表5（スポット市場価格調整）(1)ロに定める損失率およびハに定める託送料金率は、附則5（損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置）にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 2023年3月の検針日から2023年3月31日まで

スポット市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値および料金率といたします。

ロ 2023年4月1日から2023年4月の検針日の前日まで

2023年4月1日に適用している当社の託送約款等に定める値および料金率といたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、口およびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

口 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最終保障予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

す。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、最終保障予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (口) および (ハ) の場合を除き、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(口) 当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、(ハ) の場合を除き、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客様（当該お客様に係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、75,400円といたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) および
(ハ) の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で

電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（2） 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	20銭5厘
	特別高圧で供給を受ける場合	20銭0厘

（3） 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、（1）イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および（1）ハによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 市場価格調整

（1） 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における午前8時から午後4時に対応する電力市場価格の平均値

x = 0.1316

y = 0.8684

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における午前8時から午後4時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 基準市場価格

1キロワット時当たりの基準市場価格は20円81銭といたします。

ハ 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

市場価格調整単価 = (基準市場価格 - 平均市場価格) × ニの調整係数

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × ニの調整係数

ニ 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

高圧で供給を受ける場合	0.162
特別高圧で供給を受ける場合	0.158

ホ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ) およ

び（ハ）の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ロ） 当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします

す。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ヘ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ハによって算定された市場価格調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単

位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円いたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ) および (ハ) の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に對応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき

1厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

5 スポット市場価格調整

(1) スポット市場価格調整額の算定

イ 平均スポット市場価格

1キロワット時あたりの平均スポット市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均スポット市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均スポット市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

当社の託送約款等に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率について、当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金率について、当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

ニ 補正後平均スポット市場価格

1キロワット時あたりの補正後平均スポット市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均ス} = \frac{\text{均スポット市場価格(消費税等相当額を加えたもの} \times \frac{1}{\text{1-ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}}{\text{イによって算定された平均スポット市場価格(消費税等相当額を加えたもの} \times \frac{1}{\text{1-ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}} \text{といたします。)}$$

ホ スポット市場価格調整単価

スポット市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1キロワット時あたりの平均スポット市場価格が3円47銭を下回る場合

スポット市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ツ 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	6円26銭	5円98銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	5円60銭	5円36銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	5円58銭	5円34銭

b 最終保障電力B

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ツ 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	5円95銭	5円69銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	5円46銭	5円23銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	5円43銭	5円21銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	5円40銭	5円18銭

(ロ) 1キロワット時あたりの平均スポット市場価格が3円47銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均スポット市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

スポット市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均スポット市場価格が(2)の調整基準単価を

上回る場合

スポット市場価格調整単価は、補正後平均スポット市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

ヘ スポット市場価格調整単価の適用

各平均スポット市場価格算定期間の補正後平均スポット市場価格によって算定されたスポット市場価格調整単価は、その平均スポット市場価格算定期間に対応するスポット市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均スポット市場価格算定期間に対応するスポット市場価格調整単価適用期間は、(ロ) および (ハ) の場合を除き、次のとおりといたします。

平均スポット市場価格算定期間	スポット市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均スポット市場価格算定期間に対応するスポット市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で

電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均スポット市場価格算定期間に応するスポット市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト スポット市場価格調整額

スポット市場価格調整額は、その1月の使用電力量に応によって算定されたスポット市場価格調整単価を適用して算定いたします。

（2）調整基準単価

調整基準単価は、16（最終保障電力A）（3）口または17（最終保障電力B）（3）口に定める料金率（夏季に使用された電気に係るスポット市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係るスポット市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）について、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）（1）口によって算定された基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）（1）口によって算定された基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価を加えたものとし、別表3（市場価格調整）（1）イによって算定された平均市場価格が別表3（市場価格調整）（1）口に定める基準市場価格を下回る場合は、別表3（市場価格調整）（1）ハによって算定された市場価格調整単価を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）（1）イによって算定された平均市場価格が別表3（市場価格調整）（1）口に定める基準市場価格を上回る場合は、別表3（市場価格調整）（1）ハによって算定された市場価格調整単価を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニ

によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

(3) スポット市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

6 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、24（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 21（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針

期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

□ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法施行規則第 27 条第 2 項の 規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、当社の供給区域内における小売電気事業者（中国電力株式会社）が設定する、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の標準的な料金その他供給条件が見直しされることにともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容 および新旧比較表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、当社の供給区域における小売電気事業者（中国電力株式会社）が設定する、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の標準的な料金その他供給条件が見直しされることを踏まえ、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日的見直しをいたしました。

新旧比較表

旧	新
3 定義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 高圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (3) 特別高圧 標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。 (4) 電灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。 (5) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (6) 動力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (7) 付帯電灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをおいいます。 なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯(小型機器を含みます。)等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および	3 定義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 高圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (3) 特別高圧 標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。 (4) 電灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。 (5) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (6) 動力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (7) 付帯電灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをおいいます。 なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯(小型機器を含みます。)等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および

保安用外灯

- ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
- ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(9) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(11) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

保安用外灯

- ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
- ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(9) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、当社またはお客様の需要場所を供給区域とする配電事業者(以下「当該配電事業者」といいます。)が取り付ける記録型計量器により計量される値をいいます。

(11) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」といいます。)が公表する、翌日取引(卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。)および時間前取引(卸電力取引所の業務規程に定める時間前取引をいいます。)における同一の時間帯の売買取引における価格を、翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、中国エリアに適用されるものをい

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31までの期間、2月1日から4月30までの期間、3月1日から5月31までの期間、4月1日から6月30までの期間、5月1日から7月31までの期間、6月1日から8月31までの期間、7月1日から9月30までの期間、8月1日から10月31までの期間、9月1日から11月30までの期間、10月1日から12月31までの期間、11月1日から翌年の1月31までの期間または12月1日から翌年の2月28までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29までの期間といたします。)をいいます。

(16) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」といいます。)が公表する翌日取引(卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。)に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20までの期間、2月21日から3月20までの期間、3月21日から4月20までの期間、4月21日から5月20までの期間、5月21日から6月20までの期間、6月21日から7月20までの期間、7月21日から8月20までの期間、8月21日から9月20までの期間、9月21日から10月20までの期間、10月21日から11月20までの期間、11月21日から12月20までの期間または12月21日から翌年の1月20までの期間をいいます。

6 需給契約の申込み

(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様

いいます。

(16) 平均燃料価格算定期間、離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびに電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31までの期間、2月1日から4月30までの期間、3月1日から5月31までの期間、4月1日から6月30までの期間、5月1日から7月31までの期間、6月1日から8月31までの期間、7月1日から9月30までの期間、8月1日から10月31までの期間、9月1日から11月30までの期間、10月1日から12月31までの期間、11月1日から翌年の1月31までの期間または12月1日から翌年の2月28までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29までの期間といたします。)をいいます。

(17) 平均スポット市場価格算定期間

卸電力取引所が公表する翌日取引に係る情報にもとづき平均スポット市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20までの期間、2月21日から3月20までの期間、3月21日から4月20までの期間、4月21日から5月20までの期間、5月21日から6月20までの期間、6月21日から7月20までの期間、7月21日から8月20までの期間、8月21日から9月20までの期間、9月21日から10月20までの期間、10月21日から11月20までの期間、11月21日から12月20までの期間または12月21日から翌年の1月20までの期間をいいます。

6 需給契約の申込み

(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様

式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい)、当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等[以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。]に定める供給地点といたします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池(以下「発電設備等」といいます。)、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該配電事業者に提供すること。

ハ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

(3) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出させていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出させていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会させていただき、申込みをしていただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じさせていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにし

(2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出させていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出させていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会させていただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じさせていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにし

ていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

まが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

8 需要場所

(1) ~~当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。~~

~~なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。~~

(2) ~~隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。~~

(3) ~~道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。~~

(4) ~~(1)に定める1構内もしくは1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所(以下「原需要場所」といいます。)において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を~~

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

~~新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。)のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。~~

~~イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分(以下「非特例区域等」といいます。)のお客さまの承諾をえていること。~~

~~(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。~~

~~(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、33(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~

~~ハ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。~~

~~ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。~~

~~ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、33(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~

~~ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。~~

9 需給契約の単位

当社は、~~次の場合を除き、~~1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

~~(1) 1需要場所において、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bと最終保障~~

--

9 需給契約の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

予備電力をあわせて契約する場合

- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。
- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、括して1需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

(1) 9(需給契約の単位)(2)または(3)の場合

(2) 18(最終保障予備電力)(1)イおよびロをあわせて契約する場合

(3) 共同引込線(2以上の需要場所に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合

(4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合

12 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電

10 供給の開始

- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電

圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧(高圧または特別高圧に限ります。)で供給することがあります。

圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧(高圧または特別高圧に限ります。)で供給することができます。

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることができます。この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたします。

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金およびこの最終保障供給約款によって支払いを要することになった料金以外の債務(延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務[以下「料金以外の債務」といいます。]といたします。)の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金または料金以外の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることができます。この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたします。

16 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することができます。

ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款(以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。)20(臨時接続送電サービス)(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量

16 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することができます。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であるこ

(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と使用する動力について託送供給等約款20(臨時接続送電サービス)(2)イ(口)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3(市場価格調整)(1)ホ(イ)となる場合は、別表3(市場価格調整)(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3(市場価格調整)(1)ホ(口)または(ハ)となる場合は、別表3(市場価格調整)(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

と。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)口に定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)口に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(市場価格調整)(1)イによって算定された平均市場価格が別表3(市場価格調整)(1)口に定める基準市場価格を下回る場合は、別表3(市場価格調整)(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3(市場価格調整)(1)イによって算定された平均市場価格が別表3(市場価格調整)(1)口に定める基準市場価格を上回る場合は、別表3(市場価格調整)(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサル

サービス調整)①へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表5(スポット市場価格調整)①ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5(スポット市場価格調整)①ホ(イ)となる場合は、別表5(スポット市場価格調整)①トによって算定されたスポット市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5(スポット市場価格調整)①ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5(スポット市場価格調整)①ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表5(スポット市場価格調整)①トによって算定されたスポット市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	<u>2,079円00銭</u>
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	<u>2,052円60銭</u>
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	<u>2,032円80銭</u>

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	<u>17円06銭</u>

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	<u>2,395円80銭</u>
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	<u>2,211円00銭</u>
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	<u>2,191円20銭</u>

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	<u>37円58銭</u>

時につ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	<u>13円84銭</u>	<u>12円74銭</u>
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	<u>13円71銭</u>	<u>12円61銭</u>

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。~~この場合、平均力率は、別表4(平均力率の算定)によるものといたします。~~

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

時につ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	<u>33円61銭</u>	<u>32円17銭</u>
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	<u>33円48銭</u>	<u>32円06銭</u>

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における託送約款等に定めるところにより算定された平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

17 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することができます。

ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款20(臨時接続送電サービス)(2)イ(イ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と使用する動力について託送供給等約款20(臨時接続送電サービス)(2)イ(ロ)を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電

17 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することができます。

ロ 使用する付帯電灯について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電

促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3(市場価格調整)(1)ホ(イ)となる場合は、別表3(市場価格調整)(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3(市場価格調整)(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3(市場価格調整)(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)口に定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)口に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(市場価格調整)(1)イによって算定された平均市場価格が別表3(市場価格調整)(1)口に定める基準市場価格を下回る場合は、別表3(市場価格調整)(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3(市場価格調整)(1)イによって算定された平均市場価格が別表3(市場価格調整)(1)口に定める基準市場価格を上回る場合は、別表3(市場価格調整)(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表5(スポット市場価格調整)(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5(スポット市場価格調整)(1)ホ(イ)となる場合は、別表5(スポット市場価格調整)(1)トによって算定されたスポット市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5(スポット市場価格調整)(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,079円00銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	2,052円60銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	2,032円80銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	1,993円20銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

1 キ ロ ワ ッ ツ 時 に つ き		夏季料金	その他季料金
	標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合	15円14銭	13円92銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円00銭	11円96銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	12円84銭	11円80銭

(スポット市場価格調整)(1)ホ(口)または(ハ)となる場合は、別表5(スポット市場価格調整)(1)トによって算定されたスポット市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,395円80銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	2,211円00銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	2,191円20銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	2,151円60銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

1 キ ロ ワ ッ ツ 時 に つ き		夏季料金	その他季料金
	標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合	35円68銭	34円12銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	32円75銭	31円40銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	32円60銭	31円27銭

	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	<u>12円62銭</u>	<u>11円62銭</u>		標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	<u>32円39銭</u>	<u>31円07銭</u>
--	-------------------------	---------------	---------------	--	-------------------------	---------------	---------------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表4(平均力率の算定)によるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(4) その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)を使用することはできません。

18 最終保障予備電力

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3(市場価格調整)(1)ホ(イ)となる場合は、別表3(市場価格調整)(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3(市場価格調整)(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3(市場価格調整)(1)ホ(口)または(ハ)となる場合は、別

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における託送約款等に定めるところにより算定された平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(4) その他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)を使用することはできません。

18 最終保障予備電力

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)口に定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)口に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(市場価格調整)(1)イによって算定された平均市場価格が別表3(市場価格調整)(1)口に定める基準市場価格を下回る場合は、別表3(市場価格調整)(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3(市場価格調整)(1)イによって算定さ

表3(市場価格調整)(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

れた平均市場価格が別表3(市場価格調整)(1)口に定める基準市場価格を上回る場合は、別表3(市場価格調整)(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表5(スポット市場価格調整)(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5(スポット市場価格調整)(1)ホ(イ)となる場合は、別表5(スポット市場価格調整)(1)トによって算定されたスポット市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5(スポット市場価格調整)(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価が、別表5(スポット市場価格調整)(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表5(スポット市場価格調整)(1)トによって算定されたスポット市場価格調整額を加えたものといたします。

20 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日[以下「検針の基準となる日」といいます。]および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに行ないます。ただし、高圧で電気の供給を受ける場合で契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高圧で電気の供給を受ける場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかるわ

20 検針日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日[以下「検針の基準となる日」といいます。]および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに行ないます。ただし、高圧で電気の供給を受ける場合で契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高圧で電気の供給を受ける場合の検針日は、当社または当該配電事業者が検針日を定める場

らず、毎月1日といたします。

- (2) お客様が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客様の承諾をえるものといたします。

22 計量

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

23 使用電力量の算定等

- (2) 20(検針日)(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、~~別表5(使用電力量等の協定)を基準として~~、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。
- (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、~~別表5(使用電力量等の協定)を基準として~~、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

26 料金の支払義務および支払期日

合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。

- (2) お客様が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客様の承諾をえるものといたします。

22 計量

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、託送約款等に定める記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

23 使用電力量の算定等

- (2) 20(検針日)(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。
- (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

26 料金の支払義務および支払期日

(3) お客様の料金の支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金(支払期日を超過していない料金に限ります。)については、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

(3) お客様の料金の支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金(支払期日を超過していない料金に限ります。)については、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお、(3)イからニまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は、支

	<p><u>払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。</u></p>
31 契約超過金 (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客さまから申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値いたします。	31 契約超過金 (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社 <u>または当該配電事業者</u> の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客さまから申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値いたします。
32 力率の保持 (1) 需給地点の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 (2) 当社は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。	32 力率の保持 (1) 需給地点の力率は、 <u>託送約款等に定めるところにより</u> 、原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 (2) 当社 <u>または当該配電事業者</u> は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。
33 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	33 需要場所への立入りによる業務の実施 当社 <u>または当該配電事業者</u> は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合(<u>需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。</u>)には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

<p>(1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査</p> <p>(2) 65(保安等に対するお客様の協力)によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務</p> <p>(5) 35(供給の停止)、45(需給契約の消滅)(1)または47(解約等)により必要な処置</p> <p>(6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務</p>	<p>(1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査</p> <p>(2) 52(保安等に対するお客様の協力)によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務</p> <p>(5) 35(供給の停止)、44(需給契約の消滅)(1)または46(解約等)により必要な処置</p> <p>(6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務</p>
<p>34 電気の使用にともなうお客様の協力</p> <p>(1) お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客様の負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>(2) お客様が発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。 なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。</p>	<p>34 電気の使用にともなうお客様の協力</p> <p>(1) お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客様の負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客様の負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>(2) お客様が発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。 なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。</p>
<p>35 供給の停止</p>	<p>35 供給の停止</p>

- | | |
|--|--|
| <p>(1) お客様が<u>次のいずれか</u>に該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ 53(引込線の接続)に反して、当社の電線絡または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客様が他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合</p> <p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)によって電気を使用されたとき。</p> <p>ニ 33(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社の係員の</p> | <p>(1) お客様が<u>託送約款等に定める供給の停止の理由</u>に該当する場合には、当社<u>または当該配電事業者</u>は、そのお客様について電気の供給を停止することができます。</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社<u>または当社の求めに応じた当該配電事業者</u>は、そのお客様について電気の供給を停止することができます。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客様が他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合</p> <p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社<u>または当該配電事業者</u>は、そのお客様について電気の供給を停止することができます。</p> <p>イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)によって電気を使用されたとき。</p> <p>ニ 33(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社<u>または当</u></p> |
|--|--|

<p>立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>(4) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p>	<p><u>該配電事業者</u>の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>(4) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社<u>または当社の求めに応じた当該配電事業者</u>は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社<u>または当該配電事業者</u>は、当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p>
<p>36 供給停止の解除</p> <p>35(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>	<p>36 供給停止の解除</p> <p>35(供給の停止)によって<u>当社または当該配電事業者</u>が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、当社<u>または当該配電事業者</u>は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>
<p>37 供給停止期間中の料金</p> <p>35(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を25(日割計算)により日割計算をして、料金を算定いたします。</p>	<p>37 供給停止期間中の料金</p> <p>35(供給の停止)によって当社<u>または当該配電事業者</u>が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を25(日割計算)により日割計算をして、料金を算定いたします。</p>
<p>38 違約金</p> <p>(1) お客さまが35(供給の停止)(3)口<u>または</u>ハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。</p>	<p>38 違約金</p> <p>(1) お客さまが35(供給の停止)(3)口<u>もしくは</u><u>または託送約款等に定めるところにより</u>違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。</p>

<p>39 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 当社は、<u>次の場合には</u>、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p><u>イ 電気の需給上やむをえない場合</u></p> <p><u>ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</u></p> <p><u>ハ 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</u></p> <p><u>ニ 非常変災の場合</u></p> <p><u>ホ その他保安上必要がある場合</u></p> <p>(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし、<u>緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</u></p>	<p>39 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 当社<u>または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより</u>、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>(2) <u>当社は、(1)にともなう料金の減額は行いません。</u></p>
<p>40 制限または中止の料金割引</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>41 損害賠償の免責</p>	<p><u>40 損害賠償の免責</u></p>
<p>42 設備の賠償</p> <p>お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p><u>(1) 修理可能の場合</u></p> <p>修理費</p> <p><u>(2) 亡失または修理不可能の場合</u></p> <p>帳簿価額と取替工費との合計額</p>	<p><u>41 設備の賠償</u></p> <p><u>(1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</u></p> <p><u>イ 修理可能の場合</u></p> <p>修理費</p> <p><u>ロ 亡失または修理不可能の場合</u></p> <p>帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p><u>(2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者</u></p>

	<p>の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>
43 需給契約の変更	42 需給契約の変更
44 名義の変更	43 名義の変更
45 需給契約の消滅 (1) お客様がこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客様の電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、47(解約等)および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	44 需給契約の消滅 (1) お客様がこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社 または当該配電事業者 は、原則として、お客様から通知された廃止期日に、当社 もしくは当該配電事業者 の供給設備またはお客様の電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、46(解約等)および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社 または当該配電事業者 の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により 当社または当該配電事業者 が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算 次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費	45 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算 次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費

を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。また、お客さまが需給契約の消滅後も同一の使用形態で引き続き供給設備を利用され、その期間が1年以上となる利用部分については、工事費を精算いたしません。

- (1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用してから1年に満たないで需給契約が消滅するときには、当社が新たに施設した供給設備について61(臨時工事費)によって算定される臨時工事費と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用してから1年に満たないで契約電力を減少しようとされるときには、当社が新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について61(臨時工事費)によって算定される臨時工事費と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、契約電力の減少にともない供給電圧を変更する場合は、契約電力の新增加にともない当社が新たに施設した供給設備について61(臨時工事費)によって算定される臨時工事費および契約電力の減少にともない当社が新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。また、お客さまが需給契約の消滅後も同一の使用形態で引き続き供給設備を利用され、その期間が1年以上となる利用部分については、工事費を精算いたしません。

- (1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用してから1年に満たないで需給契約が消滅するときには、当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について次の金額を申し受けます。
- イ 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額
ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用してから1年に満たないで契約電力を減少しようとされるときには、当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について次の金額を申し受けます。
- イ 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額
ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
- (3) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用してから1年に満たないで契約電力を減少しようとされ、かつ、契約電力の減少にともない供給電圧を変更するときには、(2)にかかわらず、契約電力の新增加にともない当社が新たに施設した供給設備について次の金額を申し受けます。

	<p><u>イ 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客様が契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額</u></p> <p><u>ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額</u></p>
<p>47 解約等</p> <p>(1) 35(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客様が、45(需給契約の消滅)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p>46 解約等</p> <p>(1) 35(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客様が当社<u>または当該配電事業者</u>の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することができます。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客様が、44(需給契約の消滅)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社<u>または当該配電事業者</u>が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>
<p>48 需給契約消滅後の債権債務関係</p>	<p>47 需給契約消滅後の債権債務関係</p>

VII 供給方法および工事

49 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいいます。)は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
- イ 出間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
- ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
- ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
- ニ 51(地中引込線)(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
- ホ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- なお、当社は、お客さま(共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。)のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備((3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

48 供給方法、工事および施設

- (1) 電気の需給地点は、当社または当該配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

50 架空引込線
51 地中引込線
52 連接引込線等
53 引込線の接続
54 計量器等の取付け
55 専用供給設備

(削除)

VIII 工事費の負担

56 一般供給設備の工事費負担金
57 特別供給設備の工事費負担金
58 供給設備を変更する場合の工事費負担金
59 特別供給設備等の工事費の算定

60 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
イ 56(一般供給設備の工事費負担金)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
(イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事工長の変更の差異が5パーセントを超える場合
(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合
ロ 57(特別供給設備の工事費負担金)(56(一般供給設備の工事費負担金)に準じて算定する場合は、イに準ずるものといたします。)および

49 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額(以下「工事費負担金等」といいます。)を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消した場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。
イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定める

~~58(供給設備を変更する場合の工事費負担金)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。~~

(イ) ~~高圧で電気の供給を受ける場合~~

- a ~~設計変更により、電柱(鉄塔、鉄柱を含みます。)、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合~~
- b ~~設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合(設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。)~~
- c ~~その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合~~

(ロ) ~~特別高圧で電気の供給を受ける場合~~
原則としてすべての場合

(3) ~~当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することができます。~~

~~なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。~~

(4) ~~高圧で電気の供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等において、原則として1年内にすべての建物が施設され、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される56(一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を当初に申し受けます。また、工事費負担金契約書(63[工事費等に関する契約書の作成]に定める工事費負担金契約書をいいます。)に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を~~

ところにより、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しましたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

~~開始したお客様の数とが異なる場合であっても、施設された供給側接続設備に応じたものといたします。~~

61 临时工事費

62 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の
申受け

63 工事費等に関する契約書の作成

当社は、お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

(削除)

50 工事費負担金等に関する契約書の作成

当社は、お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

IX 保安

64 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備(当社が所有権を有さない設備を除きます。)および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

65 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

(3) お客さまが、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

VIII 保安

51 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備(当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。)および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

52 保安等に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社または当該配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

(3) お客さまが、当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

<p>(4) 当社は、必要に応じて、需給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。</p> <p>(5) 当社は、必要に応じて、(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について別途協定書を締結いたします。</p>	<p>(4) 当社<u>または当該配電事業者</u>は、必要に応じて、需給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。</p> <p>(5) 当社<u>または当該配電事業者</u>は、必要に応じて、(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について別途協定書を締結いたします。</p>
<p>1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、<u>2022年9月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、<u>2023年4月1日</u>から実施いたします。</p>
<p>3 供給電圧についての特別措置 供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧3,000ボルトまたは標準電圧30,000ボルトで供給することができます。この場合において、料金その他の供給条件は、次によります。</p>	<p>3 供給電圧についての特別措置 供給電圧については、当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧3,000ボルトまたは標準電圧30,000ボルトで供給することができます。この場合において、料金その他の供給条件は、次によります。</p>
<p>4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30分ごとに計量することができない計量器(以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量する場合は次によります。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、<u>別表5(使用電力量等の協定)</u>を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30分ごとに計量することができない計量器(以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量する場合は次によります。 ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、<u>託送約款等に準じて</u>お客さまと当社との協議によって定めます。</p>
<p>5 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置 別表3(市場価格調整)(1)口に定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といいます。</p>	<p>5 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置 別表5(<u>スポット</u>市場価格調整)(1)口に定める損失率またはハに定める託送料金率が、各<u>スポット</u>市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各<u>スポット</u>市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といいます。</p>

<p>6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置</p> <p>2022年9月1日に支払義務が発生する料金および20(検針日)(1)において、当社がお客さまにあらかじめ検針日(検針の基準となる日および休日等を考慮して定めます。)をお知らせする場合で、2022年9月2日から2022年9月30日までの間に支払義務が発生する料金(当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。)の算定における市場価格調整単価は、別表3(市場価格調整)(1)未にかかわらず、零といったします。</p>	<p>6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置</p> <p>(1) <u>2023年4月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、24(料金の算定)および25(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</u></p> <p><u>なお、電力量料金は、料金の算定期間における2023年4月1日の前後それぞれの期間の使用電力量により算定いたします。</u></p> <p>(2) <u>(1)によって日割計算を行なう場合、2023年4月1日の前後の電力量料金に適用するスポット市場価格調整単価の算定に用いる別表5(スポット市場価格調整)(1)口に定める損失率およびハに定める託送料金率は、附則5(損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置)にかかわらず、次のとおりいたします。</u></p> <p>イ <u>2023年3月の検針日から2023年3月31日まで</u></p> <p><u>スポット市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値および料金率といったします。</u></p> <p>ロ <u>2023年4月1日から2023年4月の検針日の前日まで</u></p> <p><u>2023年4月1日に適用している当社の託送約款等に定める値および料金率といったします。</u></p>
<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p>	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p>

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{26,000円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{26,000円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、75,400円といたします。

八 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

△ 燃料費調整単価の適用

△ 燃料費調整額

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	23銭4厘
	特別高圧で供給を受ける場合	22銭7厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)△によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(新設)

△ 燃料費調整単価の適用

△ 燃料費調整額

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	20銭5厘
	特別高圧で供給を受ける場合	20銭0厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)△によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X 三 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y 三 各平均市場価格算定期間における午前8時から午後4時に対応する電力市場価格の平均値

X 三 0.1316

Y 三 0.8684

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における午前8時から午後4時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 基準市場価格

1キロワット時当たりの基準市場価格は20円81銭といたします。

ハ 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

市場価格調整単価 = (基準市場価格 - 平均市場価格) × ニの調整係数

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × ニの調整係数

ニ 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

<u>高圧で供給を受ける場合</u>	<u>0.162</u>
<u>特別高圧で供給を受ける場合</u>	<u>0.158</u>

ホ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に**対応する**市場価格調整単価適用期間は、(口)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
<u>毎年1月1日から3月31日までの期間</u>	<u>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年2月1日から4月30日までの期間</u>	<u>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年3月1日から5月31日までの期間</u>	<u>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u>	<u>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年5月1日から7月31日までの期間</u>	<u>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年6月1日から8月31日までの期間</u>	<u>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年8月1日から10月31日までの期間</u>	<u>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年9月1日から11月30日までの期間</u>	<u>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</u>	<u>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間</u>	<u>翌年の4月の検針日から5月の検</u>

	<p><u>日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</u></p>	<p><u>針日の前日までの期間</u></p>
	<p>(口) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま(当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。</p> <p>ヘ 市場価格調整額</p> <p>市場価格調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 市場価格調整単価のお知らせ</p> <p>当社は、(1)ハによって算定された市場価格調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p>	
(新設)	<p>4 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、</p>	

10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α = 1.0000

β = 0.0000

γ = 0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端

数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\frac{\text{離島ユニアーサル}}{\text{サービス調整単価}} = \frac{(\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格})}{\text{サービス調整単価}}$$

$$\times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\frac{\text{離島ユニアーサル}}{\text{サービス調整単価}} = \frac{(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格})}{\text{サービス調整単価}}$$

$$\times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

$$\frac{\text{離島ユニアーサル}}{\text{サービス調整単価}} = \frac{(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格})}{\text{サービス調整単価}}$$

$$\times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニアーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニアーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニアーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニアーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりいたします。

離島平均燃料価格算定期間

離島ユニアーサルサービス調整

	<u>単価適用期間</u>
<u>毎年1月1日から3月31日までの期間</u>	<u>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年2月1日から4月30日までの期間</u>	<u>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年3月1日から5月31日までの期間</u>	<u>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u>	<u>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年5月1日から7月31日までの期間</u>	<u>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年6月1日から8月31日までの期間</u>	<u>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年8月1日から10月31日までの期間</u>	<u>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年9月1日から11月30日までの期間</u>	<u>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</u>	<u>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</u>
<u>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日まで)</u>	<u>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</u>

	<p><u>の期間)</u></p>		
	<p>(口) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま(当該お客さまに係る予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。</p> <p>へ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>1キロワット時につき</u></td> <td><u>1厘</u></td> </tr> </table> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>1厘</u>
<u>1キロワット時につき</u>	<u>1厘</u>		
<u>3 市場価格調整</u>	<u>5 スポット市場価格調整</u>		

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

~~託送供給等約款31(損失率)~~に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

~~託送供給等約款19(接続送電サービス)(3)ロ(イ)e(b)に定める料金率に託送供給等約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、託送供給等約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、託送供給等約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をえたものといたします。~~

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

~~託送供給等約款19(接続送電サービス)(3)ハ(イ)e(b)に定める料金率に託送供給等約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)~~

(1) スポット市場価格調整額の算定

イ 平均スポット市場価格

1キロワット時あたりの平均スポット市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均スポット市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均スポット市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

当社の託送約款等に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率について、当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をえたものといたします。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金率について、当社の託送約款等によって算定された離島平

(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、託送供給等約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、託送供給等約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、託送供給等約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をえたものといたします。

ニ 補正後平均市場価格

1キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平均市場価格 (消費税等相当額を加えたものとしたします。)}}{\times \frac{1}{1-\text{一口の損失率}} + \text{送料金率}}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円47銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

		夏季料金	その他季 料金
1 キ ロ ワ ット	標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合	2円72銭	2円55銭

均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をえたものといたします。

ニ 補正後平均スポット市場価格

1キロワット時あたりの補正後平均スポット市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均}\underline{\text{ス}}\text{ポ}\underline{\text{ット}}\text{市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平
均}\underline{\text{ス}}\text{ポ}\underline{\text{ット}}\text{市場価格 (消
費税等相当額を加えたも
のとしたします。)}}{\times \frac{1}{1-\text{一口の損失率}} + \text{料金率}}$$

ホ スポット市場価格調整単価

スポット市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1キロワット時あたりの平均スポット市場価格が3円47銭を下回る場合

スポット市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

		夏季料金	その他季 料金
1 キ ロ ワ ット	標準電圧6,000ボルトで 供給を受ける場合	6円26銭	5円98銭

時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2円12銭	2円03銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2円10銭	1円99銭

時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	5円60銭	5円36銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	5円58銭	5円34銭

b 最終保障電力B

		夏季料金	その他季 料金
1キロ ワット 時につ き	標準電圧6,000ボルト で供給を受ける場合	2円39銭	2円26銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	2円00銭	1円89銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	1円96銭	1円84銭
	標準電圧100,000ボル トで供給を受ける場合	1円92銭	1円83銭

b 最終保障電力B

		夏季料金	その他季 料金
1キロ ワット 時につ き	標準電圧6,000ボルト で供給を受ける場合	5円95銭	5円69銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	5円46銭	5円23銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	5円43銭	5円21銭
	標準電圧100,000ボル トで供給を受ける場合	5円40銭	5円18銭

(口) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円47銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

ヘ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定され

(口) 1キロワット時あたりの平均スポット市場価格が3円47銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均スポット市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

スポット市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均スポット市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

スポット市場価格調整単価は、補正後平均スポット市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

ヘ スポット市場価格調整単価の適用

各平均スポット市場価格算定期間の補正後平均スポット市場価格に

た市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格 算定期間	市場価格調整単価 適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日まで	その年の12月の検針日から翌

よって算定された[スポット](#)市場価格調整単価は、その平均[スポット](#)市場価格算定期間に対応する[スポット](#)市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均[スポット](#)市場価格算定期間に対応する[スポット](#)市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均 スポット 市場価格 算定期間	スポット 市場価格調整単価 適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日まで	その年の12月の検針日から翌

での期間	年の1月の検針日の前日までの期間	での期間	年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

(口) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま(当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、16(最終保障電力A)(3)口または17(最終保障電力B)(3)口に定める料金率(夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。)に別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)口によって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平

(口) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均スポット市場価格算定期間に応するスポット市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま(当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均スポット市場価格算定期間に応するスポット市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト スポット市場価格調整額

スポット市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定されたスポット市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、16(最終保障電力A)(3)口または17(最終保障電力B)(3)口に定める料金率(夏季に使用された電気に係るスポット市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係るスポット市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。)について、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)口によって算定された基準燃料価格を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)口によって算定された燃料費調整単

均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)口によって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

価を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)口によって算定された基準燃料価格を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価を加えたものとし、別表3(市場価格調整)(1)イによって算定された平均市場価格が別表3(市場価格調整)(1)口に定める基準市場価格を下回る場合は、別表3(市場価格調整)(1)ハによって算定された市場価格調整単価を差し引いたものとし、別表3(市場価格調整)(1)イによって算定された平均市場価格が別表3(市場価格調整)(1)口に定める基準市場価格を上回る場合は、別表3(市場価格調整)(1)ハによって算定された市場価格調整単価を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4—平均力率の算定

5—使用電力量等の協定

7—標準設計

(3) スポット市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定されたスポット市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(削除)

(削除)

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

料金率は、最終保障供給約款による電気の供給が臨時的性格を有することを考慮し、当社の供給区域における小売電気事業者（中国電力株式会社）が設定する、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の標準的な料金メニューである臨時電力の料金率相当といたしました。